健康福祉部健康増進課

担当:課長 橋本和美

内線:715101

産婦健康診査費の助成を開始

~7月1日より開始~

産婦健康診査は、産後の心身の回復や授乳状況等、お母さんの健康状態を確認する大切な健診です。三木市では、産後うつなどを予防することを目的とし、産婦健康診査の費用の一部を助成します。

- 1 対象者 三木市の住民で平成31年4月1日以後に出産された産婦
- 2 対象となる健康診査

産後2週間、産後1か月等の産後間もない時期に受診する健康診査 (出産後8週以内に受診した産婦健康診査が対象)

- 3 助成額 1回あたり上限 5,000円、2回以内
- 4 助成方法

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費助成券と併せて助成券を交付します。

- (1) 県内の協力医療機関で健康診査を受ける場合 「産婦健康診査費助成券」を医療機関に提出します。 産婦健康診査費が助成額を超えた場合、超過分を自費で支払います。
- (2) 協力医療機関以外で健康診査を受ける場合 産婦健康診査費は医療機関窓口で一旦自費支払となりますが、後日申請に より費用を振り込みます。(償還払い)
- (3) 平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月末日までに出産をされた方には、 案内を個別送付します。

問い合わせ先 三木市健康福祉部健康増進課母子保健係 電話 0794-86-0900